

議案第五十一号

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年六月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第四項中「特定地域型保育事業者による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「同号」を「第一項第三号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 区長が児童福祉法第二十四条第三項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子どもを優先的に

取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

二 特定地域型保育事業者による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第四十二条第五項中「場合」の下に「（同項第二号に該当する場合に限る。）」を加える。
付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和二年内閣府令第三十三号）の施行による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の一部改正を踏まえ、特定地域型保育事業の実施に係る要件を緩和するため、本案を提出いたします。